

日本保育ソーシャルワーク学会紀要『保育ソーシャルワーク学研究』
執筆要領

第1条 論文内容は未発表のものに限る。

第2条 本誌に投稿できる者は、日本保育ソーシャルワーク学会紀要『保育ソーシャルワーク学研究』の編集及び刊行に関する規程第6条第1項に該当する者で、当該年度の会費を納入している者とする。なお、投稿にあたっては、事前に本学会研究大会で研究発表を行っていることが望ましい。

第3条 他の学会誌等への投稿原稿と著しく重複する内容を併行投稿することは出来ない。

第4条 投稿論文は査読を受けるものとする。

2 投稿論文は、紀要委員会に提出し、査読を受けなければならない。

3 投稿論文は、発行年度ごとの募集期間内に提出するものとする。

4 投稿者は、査読者に秘す。

第5条 原稿の様式と提出の方法は、以下の通りとする。

一 原稿はワープロにより、用紙は A4 版縦置きとし、1頁は 1,260 字 (36 字×35 行)、横書きとして 15 枚以内 (図、文献、注等を含む) とする。印字した原稿を 4 部提出する。

二 投稿に際しては、印字した原稿に 1 枚の表紙をつけ、表紙には、原稿の種類、タイトル (英文)、抄録 (400 字以内) とキーワード (5 語以内) を記載する。

三 注は通し番号をつけ、本文中にそれに対する番号を付し、論文最後に記す。

注 1)・・・2)・・・

注は、太字 (ゴチック)、「番号」は、算用数字の、右・半まる括弧。

四 参考文献は論文の最後に、著者名のアルファベット順に一括してあげる。

五 投稿原稿は常用漢字、現代かなづかいを用いる。英文は熟達した人の校閲を経ていること。

六 数字は算用数字を用いる。度量衡の単位については国際単位系 (SI) を用いる。

七 略語は一般的に用いられているものに限る。ただし必要な場合には、初出の時に、その旨を明記する。

八 図は頁の半幅または全幅に収まる大きさとし、明瞭に描くこと。

九 査読を受けた後に修正原稿を再提出する場合は、元の原稿との異同か所を明示した投稿表 (新旧対照表) を添付する。

第6条 校正は、初校および第2校を執筆者で行う。

第7条 本誌に掲載された論文の原稿は返還しない。

参考文献の書き方

- 1 文献の年次は、すべて刊行された西暦年を用いる。
- 2 文献の表題・副題・雑誌名は、原著のとおり略さず書く。
- 3 文献番号は不要である。
- 4 記載順は、著者名・刊行年次・表題・その他とする。

附則

- 1 本要領の改廃は、紀要委員会の議を経て、理事会で行う。
- 2 本要領は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (2015. 11. 21)

- 1 本要領は、2015 年 11 月 21 日から施行する